別表　２

防護措置等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 煙火玉の直径 | 打揚筒からの離隔距離 | | | | |
| 5m未満 | | 5m以上10m未満 | | 10m以上20m未満 |
| 3cm超え  15cm以下  （5号玉） | (ｲ)飛散物を遮断する防護措置 | | (ﾛ)飛散物に対する安全対策 | | |
|  | 厚さ2mm以上のポリカーボネート板又は畳床 |  | ヘルメット等 | |
| 21cm以下  （7号玉） | 厚さ4mm以上のポリカーボネート板又は畳床 | 厚さ2mm以上のポリカーボネート板又は畳床 | ヘルメット等 |
| 24cm以下  （8号玉） | 厚さ28mm以上のポリカーボネート板又は畳床7枚以上又は厚さ8.1mm以上の鋼板 | 厚さ4mm以上のポリカーボネート板又は畳床 | 厚さ2mm以上のポリカーボネート板又は畳床 |
| 30cm以下  （10号玉） | 打揚不可 | | (ﾊ)飛散物の威力を軽減する防護措置 | | |
|  | 厚さ8mm以上のポリカーボネート板又は畳床2枚又は厚さ2.3mm以上の鋼板 | 厚さ5.9mm以上のポリカーボネート板又は畳床2枚又は厚さ1.7mm以上の鋼板 |
| 60cm以下  （20号玉） | 打揚不可 | | 打揚不可 | | 厚さ16mm以上のポリカーボネート板又は畳床4枚又は厚さ4.6mm以上の鋼板 |
| 60cm超え | 打揚不可 | | 打揚不可 | | 打揚不可 |